

刑事訴訟法 (配点 40 点)**【問題】**

下記の【事例】を読み、以下の各設問に答えなさい。

【事例】

平成 30 年 8 月 18 日、V 方に孫を装って現金 500 万円を要求する電話が入る事件が発生した。V は、すぐにいわれる振り込め詐欺であることに気付き、電話の録音機能を使って犯人の声を録音するとともに、現金の受け渡し場所には行かなかったため未遂で終わった。

警察官 K らは、捜査の結果、甲が犯人であるとの嫌疑を抱いたが、確実な証拠を得られなかったため、甲宅前方のビルから甲の動静を伺うことにした。同月 25 日朝、甲が公道上のごみ集積所にビニール袋に入れたごみ 1 個を捨てたため、K らは当該ごみを持ち帰り①、証拠になるものがないか探すこととした。

上記ごみの中を探した結果、平成 30 年 8 月 15 日付競馬新聞に、赤ペンで「8 / 18 孫になりきる！ 500 万円 V 電話 042-××××-0112」と殴り書きされた紙片を発見した。K らは、当該紙片等を疎明資料として甲宅の搜索差押許可状の発付を受け、甲立会いのもと、甲宅の搜索を行った。その際、上記振り込め詐欺事件の犯人と声の同一性を判断するため、K は、ネクタイに小型マイクを装着し、秘かに甲との会話を録音②した。そして、V が電話で録音した前記犯人の音声と K が録音した甲の音声が同一である可能性が高いとする声紋鑑定書が作成された。

その後、甲は詐欺未遂罪で起訴されたが、公判において自分は犯人ではないとして全面的に否認した。検察官は、甲の犯人性を証明するため、上記声紋鑑定書、紙片（犯行計画メモ）③等を証拠調べ請求した。

【設問 1】

警察官がごみを持ち帰った行為（上記①の行為）は適法か。

【設問 2】

警察官が甲宅の搜索の際、甲との会話を録音した行為（上記②の行為）は適法か。

【設問 3】

検察官が証拠調べ請求した紙片（上記③犯行計画メモ）について、証拠能力は認められるか。